

消費者だより

2023年9月号

7億円当選！？心当たりのないメールは無視

申し込んでいないのに、宝くじや懸賞などに当選することはありません。当選メールやSMSが来ても、うのみにせず、すぐに削除して相手には絶対に連絡しないようにしましょう。

■事例

スマホのSMSに「7億円当選した」という通知が届いた。受けとるためにさまざまな名目の費用を請求され、電子マネーで150万円ほど支払ったが、いつまで経っても当選金が振り込まれない。「コンビニの端末機で購入した電子マネーの払込票が残っていると当選金が支払えなくなる」と言われていたので、全て捨ててしまった。姉から借金もした。お金を取り返したい。

■消費者へのアドバイス

- ・メッセージには、「お金を受け取るためにはこちら」と URL が添付されています。お金を受け取るための手続きと見せかけ、手数料などと称してお金を請求したり、個人情報やクレジットカード番号を盗み取ったりする手口の可能性があります。
- ・「当選金を受け取るため」などと事前にお金を請求されたら、詐欺です。絶対にお金を支払わないでください。支払うと取り戻すことは難しいです。
- ・このようなメッセージは無視して返信せず、関わらないようにしましょう。メールがしつこく送られてくる場合は、各種サービス会社が提供しているメールブロックサービスの利用や、メールアドレスの変更を検討しましょう。

1人で悩まず消費生活センターにご相談ください。



千代田区消費生活センター

☎ 03-5211-4314(相談専用)

月曜日～金曜日 9時00分～16時30分

(祝日、年末年始を除く)